

議案第 35 号

北名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例及び北名古屋市環境基本条例の一部を改正する条例について

北名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年北名古屋市条例第22号）及び北名古屋市環境基本条例（平成21年北名古屋市条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成25年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市自転車等対策審議会及び北名古屋市環境審議会の委員構成を改めるため、関係条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例及び北名古屋市環境基本条例の一部を改正する条例

(北名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例(平成18年北名古屋市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

(北名古屋市環境基本条例の一部改正)

第2条 北名古屋市環境基本条例(平成21年北名古屋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第18条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。